

架空請求にご注意ください!

突然、身に覚えのない料金を請求されたという架空請求被害が依然として続いています。架空請求という言葉は知っていても、実際に脅迫的な文章を手にとるとだれもが驚きます。そこで、架空請求を受けた方が、自ら判断し、対処できる一助となるよう、架空請求の内容や対処法をご紹介します。

特定商取引消費料金訴訟最終通告書

現在、貴殿は、特定商取引料金未納分について消費契約運営会社 ※1 から「未だ連絡が無き状態」※2 として、民事訴訟による訴状が提出 ※3 されております。

このまま連絡なき場合、指定裁判所から書類通達後に出廷となり、原告側の主張が全面的に受理され、被告の給料及び動産物、不動産物を差し押さえ裁判所執行官立会いのもと強制執行手続きを行い「執行証書の交付」を承諾して頂きます。

民事訴訟異議申し立て等のご相談 ※4 に関しましては、当局で受け賜りますが「消費民法特例法」による法務省認可通達書の為「個人情報保護法」上、必ずご本人様からのご連絡をお願い致します。

訴訟番号	(あ) ●●●●
異議申し立て期間	本書到着後 三営業日以内 ※5

連絡先

〒144-0055

東京都大田区●●-●-● ※6

東京●●事務局 訴訟管理課 ※7

☎ 03-●●●●-●●●●(平日 9時~17時)

もしこんな通知が届いても慌てずに!

- ※1 契約先を明かさない
- ※2 契約内容を明かさない
- ※3 正式に訴訟になった場合は、裁判所から直接通知が届く
- ※4 詳細は問い合わせをしないとわからない
- ※5 期日を短くして慌てさせる
- ※6 でたらめな住所
- ※7 公的機関のような名称を名乗る

このほかにも…

同じような督促の連絡が、ハガキ、メール、電話などで行われることがあります。

また、リフォームなどに関する点検商法やインターネットの利用中に勝手に個人情報が登録され、料金を請求されたりする事例も見られますので、ご注意ください。

架空請求対処法

■悪質なときは警察に相談する

脅されたり、直接回収に来た場合などは、すぐに警察に連絡してください。

■裁判所からと思われる文書が届いたときは相談する

全国で数件ですが、裁判制度を悪用した手口が発生しています。正式な裁判所からの通知を無視すると不利な判決となる恐れがあります。裁判所からと思われる文書(ハガキではありません)が届いた場合は、迷わず相談窓口にご相談してください。



■相談・問い合わせ

産業経済課(内線573)

愛媛県消費生活センター(☎925-3700)

■一切支払わない

一度払ってしまうと、業者からカモと思われ、次々と新たな請求が続きます。また、過去に有料サイトなどを利用した人に対して、支払いが終わっているにもかかわらず、追加料金などと称して請求してくることもあります。

小額であっても、身に覚えのない請求に応じてはいけません。

■絶対に連絡をしない

電話番号などの個人情報を聞き取られる恐れがあるので、絶対に連絡してはいけません。

■名称などに惑わされない

公的機関や債権回収業者等と間違えるような名称が多く使われます。

(例) 法務省認定法人●●、●●弁護士事務所、●●債権管理局